

広島市告示第37号  
令和8年1月30日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

事業者	事業所		廃止年月日	サービスの種類
名称	名称	所在地		
株式会社あいウェル	ケアセンターオネット	広島市東区尾長西一丁目8番10号 第2角谷ハイム205	令和8年1月31日	訪問介護
有限会社ミック	ヘルパーステーションみれ	広島市安佐南区安東二丁目3番19号 第一植野ビル105号室	令和8年1月31日	訪問介護
株式会社テムス	訪問看護ステーションテムス	広島市東区牛田新町三丁目24-4-102	令和8年1月31日	訪問看護及び介護予防訪問看護
SOMPOケア株式会社	SOMPOケアハッピーデイズ平和公園	広島市中区大手町三丁目11番20号	令和8年1月31日	通所介護